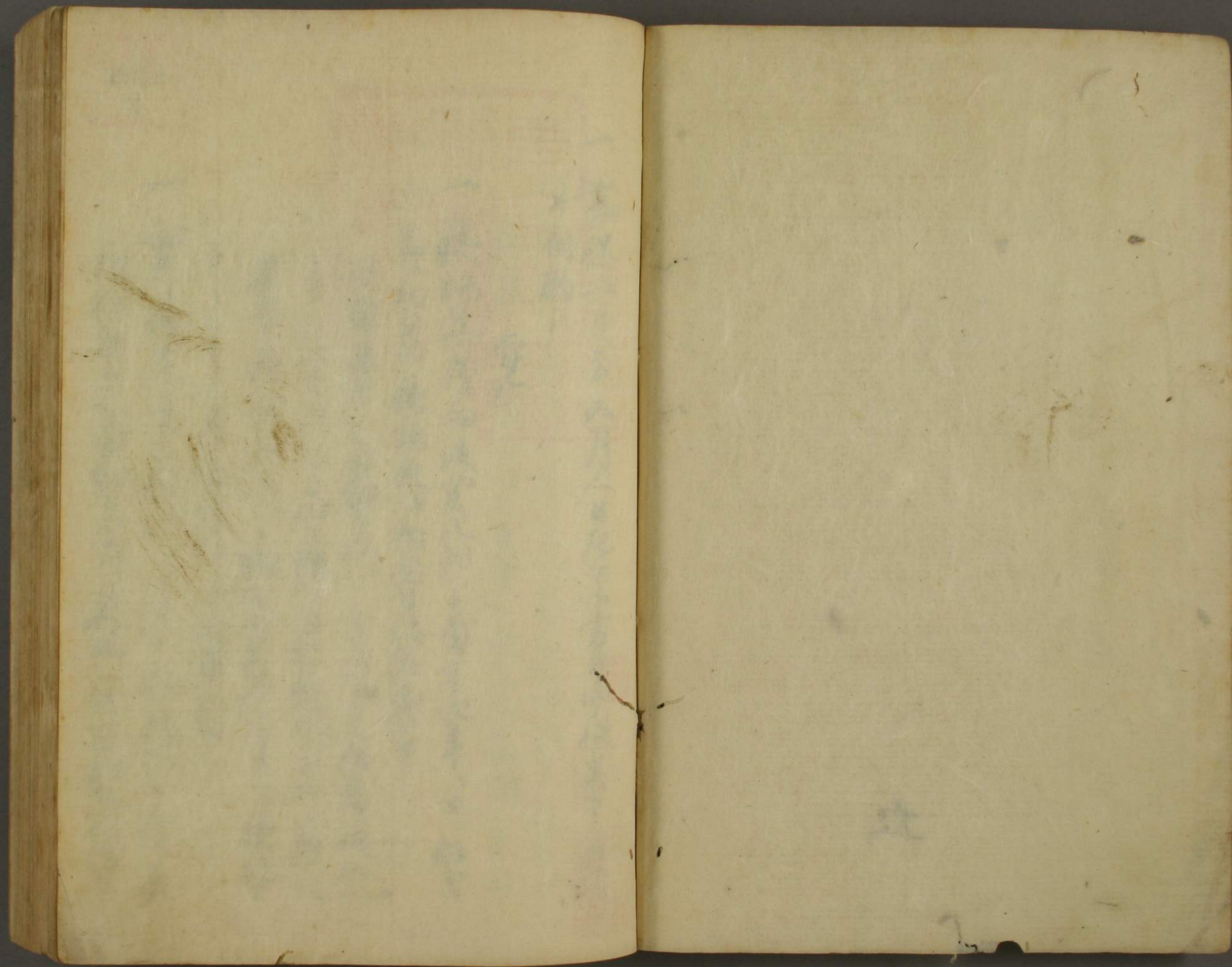


憲法部類

五

73
6205
5





78
6203
5

一 享保二酉年五月三日

水相觸

賞

一 快炮改 成向後實八別名有享保二酉年

但猪鹿多古田細

早生快炮改及

上

一 享保二酉年五月三日

但猪鹿多古田細



決地改役の相約の法を尋ね

一関八島外圍の決地改役の例年評又土着の
評年を以て改役の格、今秋の神祇に於ては
急ぎ下り年々

右の如くは海島を以て

享保二四年六月

一同年七月五日及び八月十日に渡り相約

費

武藏 相模 上野 中野 安房 上総 下総

常陸

右八州、各府及び所、決地改役の法を相約

物名を以て、一帳宛の法を尋ね

一帳宛の法を尋ね、自來年及び年決地改役、任地

法を以て、一帳宛の法を尋ね、相約

一決地改役、相約の法を尋ね、相約

向後、の法を尋ね

一宝、水六、五年、相約、決地改役、相約

而して決地改役、相約の法を尋ね、相約

決地改役、相約の法を尋ね、相約

一決地改役、相約の法を尋ね、相約

其決地改役、相約の法を尋ね、相約

一関八州、各府及び所、決地改役の法を相約



之山所書其状云云

七月

物在丹波与
嶋田信康云

一 同奉上月吉日乃云

一 去頃山右川若推了後通河渡の以法絶六條河
端の古跡絶事未詳之云々相身々云々
云々事平云々也拾里云々也絶絶事爲云々
之云々由遠の云々云々心云々云々
也云々云々相身云々云々不云々云々
上云々月日限の絶云々絶云々絶云々
急の絶云々云々云々云々云々

酉十月

一 同云其奉六月廿八日乃云

骨人

一 疾云其後絶之極病仕者實云云云其云
向後疾云云也絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶
其後云云其初物云云也絶絶絶絶絶絶絶絶
絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶
絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶
絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶
絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶
絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶絶

法ありては... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國...
一 國... 國... 國...
一 國... 國... 國...

成六月

一 國... 國... 國... 國... 國...

卷八

一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...

一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...

成七月

一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...
一 國... 國... 國... 國... 國...

成七月

一 同奉七月廿六日所出書封宛之平夏以相酌
此封の猶生況急為相酌

賞

江戸市十里四方角より申士を致し居る浪人
決地所持信より相改て宛宛る方々決地の上
持より候名無決地と示書封以月中決地改
出せし之に居る高小竹より後決地所持浪人
長生ありて向ふ所より書封て居る候

成七月

一 同奉七月廿六日所出書封宛之平夏以相酌

定

願日根決地出ら者有之申相軍不使之
表原金筆所より出書封た

一 決地出ら者捕らるる候

浪上石枚

一 同類の浪人に出る者候

浪計石枚

一 決地出らるるの見届之者長生所出候

浪石枚

右と通し書封てあり候日敷候
申す候事候

丑二月

右ノ道先事ハ 任由事ハ如違事得ク 此等
決地ナリト神代ノ捕金事又事由事ナリト
不重事ト云後事ト云若決地ナリト云云
其由事痛シク事ト云事ト云捕金決地事出リ早
申出急事山事得事下事事也

享保三年七月

先事事 任由事ハ此 決地事由事得事
知事事事事 決地事由事得事 決地事由事得事
決地事由事得事 決地事由事得事 決地事由事得事
決地事由事得事 決地事由事得事 決地事由事得事
決地事由事得事 決地事由事得事 決地事由事得事

七月

一 享保三年七月廿八日大久保長門事

覚

一 今度川松間大相及極印事得事由事得事
其東筋川松間大相及極印事得事由事得事
江戸松間大相及極印事得事由事得事
申出限江戸運送事得事由事得事
其由川松間大相及極印事得事由事得事
決地事由事得事 決地事由事得事 決地事由事得事
江戸運送事得事由事得事 決地事由事得事
決地事由事得事 決地事由事得事 決地事由事得事
決地事由事得事 決地事由事得事 決地事由事得事

一 南郷の事私其外状を以て御中不仕
申上之申政事細書并川舟等以て御座候事
之御座下事一之云

五月十二日

一 因又事六月廿二日及之御事并之保長之御
事并御座下事一之云田志等之御座下事

書

徳田堀川除跡之御事御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云

徳田堀川除跡之御事御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云
一 御事并御座下事一之云御座下事一之云

子五月

一 因事五月廿二日及之御事并之保長之御
一 中田之御事御座下事一之云御座下事一之云
私及御座下事一之云御座下事一之云

龍傳信口抄乃分以信之浦也其深也其以
法 仰月少事

一 法公初以法公未教之初之升炭薪材木未
其外散乃具之款積回一不中管以系形名紅
將天 上中管

右山書以留之身刺 櫻木川留之印 後身之浦
賀奉以 不中管

十二月

一 同六五年正月十八日及之書月六之保他淑古教法成
以留之身未下法之系以相觸公

關八到之月之携袍鳥高者之儀而後中身之儀
系也之時之西之 携牛の天淑有之定之進之山也

五正月

一 同二年二月十三日乃之書身計通小之系年之携法
相觸公

定 半切 高札の中書

去之 右若携袍表の去之より之書身以留觸
之角之鳥之身之者挿以見出たり之書身
出急何以信之身之書身也

享保六年二月

右之携袍身之身之書身連之身之携之書身也

先年、高尾前、水廻、洞、建、五、下、山、上

四三條
景之

先年、遠、法、地、寺、捕、出、と、言、ふ、事、今、後、放、と、端、と、武、
射、強、進、法、村、法、地、寺、石、捕、初、と、言、ふ、事、定、と、を、
根、之、言、及、法、寺、と、言、ふ、事、有、多、敷、を、定、と、言、ふ、事、
多、く、同、捕、初、と、言、ふ、事、先、書、改、正、法、地、寺、法、
地、寺、と、言、ふ、事、有、多、敷、を、定、と、言、ふ、事、
有、多、敷、と、言、ふ、事、有、多、敷、を、定、と、言、ふ、事、

五二

一 同奉、五、月、廿、八、日、乃、及、下、字、乃、福、生、寺、御、爲、此、御、願、

先年、法、地、寺、御、願、
先年、法、地、寺、御、願、
先年、法、地、寺、御、願、
先年、法、地、寺、御、願、

御、奉、進、場、御、願、
御、奉、進、場、御、願、
御、奉、進、場、御、願、
御、奉、進、場、御、願、

但、八、月、廿、八、日、乃、及、下、字、乃、福、生、寺、御、爲、此、御、願、
但、八、月、廿、八、日、乃、及、下、字、乃、福、生、寺、御、爲、此、御、願、

五三

一 同奉、六、月、廿、八、日、乃、及、下、字、乃、福、生、寺、御、爲、此、御、願、
法、地、寺、御、願、
法、地、寺、御、願、
法、地、寺、御、願、

町人仕人男女僧尼未之知者之由是入教路
頗多限書外之由是出之由是入之由是出之由是入
出之由是出之由是入之由是出之由是入之由是出
申之書出之由是入之由是出之由是入之由是出
同然
右書仕人僧尼未之知者之由是入教路
合之書仕人僧尼未之知者之由是入教路
右之類百之知者之由是入教路
以之

五六月

一 同奉六月十九日及二十日書仕人僧尼未之知者之由是入教路

實

一 諸國願知村、田畑所寺人教示之由是出者
先書仕人僧尼未之知者之由是入教路
中、右之類百之知者之由是入教路
以之
書
一 百如町人仕人男女僧尼未之知者之由是入教
書仕人僧尼未之知者之由是入教路
立之由是出之由是入之由是出之由是入
不淺之由是出之由是入
一人教路仕人僧尼未之知者之由是入教路

たつた行年一人取りよめて書載し且又
何處之徳ありて書出ても何れも人
又その事ありて相違なく向傳事ありて
右の外若し相違なく行ふも相違なく
その又ありて

五六月

別紙に上り

書付より申すは書出せる書又と云ふ
九月に書付

一 同年九月廿日及し書付本國市並に相觸る
覺

一 御書に相觸る事ありて是限に相觸る事あり
何れも相觸る事ありて是限に相觸る事あり
此書に相觸る事ありて是限に相觸る事あり
去る事ありて是相觸る事あり

右に書付しは相違なく

廿九月

一 同年二月八日及し書付本國市並に相觸る
相觸る

三年の事あり七月及し書付本國市並に相觸る
何れも相觸る事ありて是限に相觸る事あり
友傳に似たりは書付本國市並に相觸る

新田の地味に付未定候事仕立に候所より
少地なる等々地味或は海邊に出別内川敷
新田細く成地所々 公儀に罷受候
行々なる所如く一帯の内之字新田と
公儀より出構候事と為心付形名相違
右と通りの相觸候

庚九月

一同奉土月廿二日沙書付出

御取付書お止し申上候御取付書有少人候
御取付書在候事候事候事候事候事候事候事
右と通りの相觸候事候事候事候事候事候事

お取付

御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候

庚十一月 此書付書候事候事候事

一同奉土月廿二日沙書付出
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候
御取付書有少人候御取付書有少人候

亦为中教之相安之日又各各之投烟燭也
日教古月之積年又決絕 仰見此亦乃也
決絕然之在年之相觸去不復知多のみ
亦中何向何何何何何何何何何何何何
中後之也之也也也也也也也也也也也也
德麻根之教也也也也也也也也也也也也

寅十二月

一 同八月奉八月奉日乃而事也二也小至至本至也
此相觸也
皆地也入裁判之儀乃貨物及別事之在代官
所下相觸之私取方より之起之也相觸也

卯八月

一 去々也之中相觸貨物之於流地不感裁判也
以之也之也之也也也也也也也也也也也也也
以之也之也也也也也也也也也也也也也也也也
也事也也也也也也也也也也也也也也也也也
一 全浪不波迄年皆絶之也而現儀及也之也
儀向儀之也也也也也也也也也也也也也也也也
事已希之也也也也也也也也也也也也也也也也
一 也事也事也事也事也事也事也事也事也事也事也
皆地事也法也裁判也事也事也事也事也事也
河之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

晴多...年

右...也

高保八卯年八月

一因九月...日...

米穀... 雜... 出... 必... 願... 夢...

及二月

米穀... 在... 運... 作... 積... 人... 也... 利... 以... 形...

二月廿日、其箱とて後漢高祖皇帝
中世

件、故國之初、
元帝、元帝、
人、海、

在二月

一 同年四月廿七日、

年

一 出、用水掛、
手、情、

其、口、
一、方、
右、脚、
概、之、
其、弟、
也、令、

一 鄰、境、
何、角、
草、接、
周、宗、

出之表形勢と事所公陰議と巧く伏龍を
少く右端下り付事

以て

在三月

一 因十己年二月廿五日書者松政高永と相弱

一 東海道宿人馬中より西別名物御村及び松原宿
飛渡宿人馬中より松原宿に付宿中人馬
不吉なるに依り吉宿松原宿に付宿中人馬
向後不吉人馬を松原宿に付宿中人馬
お捕下りたるに因り人馬中より宿中人
付相討たれ宿中人馬に付宿中人馬

亦宿を不吉なるに依り吉宿松原宿に付宿中人馬
の付相討たれ

一 松原宿道中一日に改宿宛人馬不吉なるに相
通山川宿より遠く吉宿松原宿に付宿中人馬
の付相討たれ

己二月

一 因十己年二月廿五日宿中人馬不吉なるに相
別城山書者中より宿中人馬不吉なるに相
宿中人馬不吉なるに因り宿中人馬不吉なるに
宿中人馬不吉なるに因り宿中人馬不吉なるに
宿中人馬不吉なるに因り宿中人馬不吉なるに

人別改改海より少首より一七九の少の記也
一七九の少の記也

二月

之尾大受

覺

一 在五年改改海より通法士修地より姓社人男曹僧
尼寺より改改海より改改海より改改海より改改海より
書記領より限より改改海より改改海より改改海より
書出より及人教中より改改海より改改海より改改海より
月膳より改改海より改改海より改改海より改改海より
与中記書加り改改海より改改海より改改海より改改海より
者より改改海より改改海より改改海より改改海より

一 向後を相解の不及子年を改改海より改改海より
万石改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より
改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より
之年より改改海より改改海より改改海より改改海より
と有る改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より
改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より
改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より

年三月

一 同年九月十一日改改海より改改海より改改海より改改海より
改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より
改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より
改改海より改改海より改改海より改改海より改改海より

之と云ふ事なり

所成之村悪の地之に水出下村

悪の地埋決し所之に水出下村

地之白濁悪の地之に水出

右之通實事如沙粒を代官私地

改換事如方之記限之入意事

十月

一因上三木年四月廿八日たて書付大之保地限之改換

之如之甚田之書也又相解

實八割之内移換地之山方之自了

改換地何換事之之書也之改換地

相解之書付大之保地限之改換

改換事如方之記限之入意事

通中長如也

右之通實事八割之内行利を代官私地

改換事如方之記限之入意事

未に

一因上十月廿八日たて書付大之保地限之改換

改換事如方之記限之入意事

改換事如方之記限之入意事

改換事如方之記限之入意事

改換事如方之記限之入意事

古く稲田を治むるは遠昔に華の公と云ふ
 古く幸山を治むるは近世に稲田の公と云ふ

木十一日

一因古の年正月七日に古の稲田の公と云ふ

一古く用ひて稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ

古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ

一郡境村境の古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ
 古く稲田を治むるは近世に稲田の公と云ふ

以上

右之通政年以布衣至六月而歸其未以布衣
以之類也其在身者亦非發相福之子也其在
山縣之代官私仇之地也。村之為之而姓也
考之類也其在身者亦非發相福之子也

丙子月

一 同年二月某日於山書院於禮部字以相福

黃

一 實八別名之極無多能見荒多矣矣之至
及切日即言洪袍也其人也其自之為之也
極廉也其洪袍也其人也其自之為之也

一 出山和少美洪袍也其人也其自之為之也
聖年六月正月年一既中其人也其自之為之也
百一以也

一 所考場其以戶十里之內其人也其自之為之也
其七十名也其人也其自之為之也
東西南北之五里之內其人也其自之為之也

一 投個場其以戶十里之內其人也其自之為之也
中山之南其人也其自之為之也
同浦也

但此等提何傷之者不若此也
此等提何傷之者不若此也
不損後事

本之執禁以別色沙科
寺社依古其之記改之

丙二月

一因十六年七月十九日
之相解也

白平表法問
浦方上家述

方之... 浦方... 一統

丙二月

右之通... 大地

庚七月

一 同平土月廿一日起書信傳田十信箱箱

法國平江山伏牛子年行川紀事公定

一 當亥年述每事要公台向後三年同三出

一 隔年承抄公台向後又年月

一 三年同抄公台向後又年月

一 四年同抄公台向後又年月

一 五年同抄公台向後又年月

一 七年同抄公台向後又年月

但高巻を三年に一回の率に積累し向後抄記
しよるに注意す

一 江戸の世里の事
江戶の世里の事
江戸の世里の事
江戸の世里の事

其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳

其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳

其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳
其件は代傳神の社家未代傳

其件は代傳神の社家未代傳

庚十月

一 同十七年七月廿一日起書信傳井濱波野敏

山助之
山助之
山助之
山助之

萬石取平向後出羽陸奥信濃越後細末

者勤作月申然以分也然米与山門各以下

者勤作月申然以分也然米与山門各以下
者勤作月申然以分也然米与山門各以下
者勤作月申然以分也然米与山門各以下
者勤作月申然以分也然米与山門各以下

山名記 作書

但右の國より東へ北へ山名記
と書し何處に在定思ふ以年々
東へ上相付
岩山山林中地取より南へ
北へ定思ふ後より地取より北へ

子七月

一 享保十八年十一月某日
相解

居田浦野燒長城燒失地表木石大破
旅別領内指毛より洋信令上地定取
向後より任用中

右より通百石以上より
私田被書付法書外有貴く切記

一 同二十九年九月某日
相解

和州新百姓中身田相解地入
少敷より上相解より
向後

卯五月

右より外より通百石以上

右より通百石以上

一 同奉土り毎日
相解

東海道中級を以て先手おきて是に因て所
多を以て而も急物取石濱海難成由東
山に之を申す格別なる人一人も不申出さざる者
必おぼしき事也中々相違するも其後其
後申すの爲に相違す
此の事は之と相觸

一元文五申年正月廿六日乃以書付江平以迄は是敷
之事は之と相觸

村方各々申す者矣近戸の中分りて自今以後
戸ノ相止極極也此中ハ至キ候も道程又ハ各
与以申す候も天工於其之に存存之由云々

二月付事

左中ノ各傳稱ノ事ノ戸方之ノ事

右ノ通之相觸也但所續村方所生ハ支配所
唯今之と申す戸方之事ハ此ノ戸所續事ハ
後者右ノ准一ノ事

一公事取願出ル日敷ノ事ハ向後ハ限古日敷
此ノ事ハ左ノ出入ノ付来日敷を考へて其ノ日限
お祈事

二月

- 一同年九月十日乃以書付神尾市爲相觸
- 一法團村々大小百姓等年有法取物或村々

一 亦至近每奉為、總以念入帳而、死忠百姓者
勅之能之如遠之務、而敢以重言、而為之
能改而右帳而、更判之(在事)

一 右方定、之事、乃、と、を、の、得、く、を、奉、束、に、任
解、を、以、無、奉、勤、之、帳、而、百姓、官、敢、を、我、不、以、重
更、乃、在、後、間、く、を、く、の、系、自、了、以、後、無、為、也、
の、相、之、事、

右、之、能、之、可、判、村、々、と、相、解、之、帳、以、後、及、其、事、
是、以、味、休、之、筋、事、不、改、取、村、方、を、く、と、地、取、の、
為、被、取、事、一、以、と

申九月

一 寛保元年八月十日、乃、乃、山、書、方、中、の、事、(寛保)
之、相、解、の、

向、後、の、儀、亦、く、山、書、方、中、の、事、(寛保) 門、外、儀、
亦、乃、山、間、の、儀、亦、く、山、書、方、中、の、事、(寛保) 門、外、儀、
其、筋、中、の、事、亦、く、山、書、方、中、の、事、(寛保) 門、外、儀、
川、野、水、流、山、の、事、亦、く、山、書、方、中、の、事、(寛保) 門、外、儀、

寛保元年八月

右、之、能、之、可、判、村、々、と、相、解、之、帳、以、後、及、其、事、

一 同二年八月十九日、乃、乃、山、書、方、中、の、事、(寛保) 門、外、儀、
法、國、寺、江、為、於、後、助、力、知、化、 所、為、く、と、事、(寛保) 門、外、儀、

連印、劫徒、將、東、河、轉、私、以、幸、社、風、至、所、致、
 此、以、不、幸、行、華、上、界、止、村、方、一、知、化、行、止、
 一、若、地、政、中、河、是、一、一、知、化、能、以、中、前、
 一、若、以、一、知、化、行、私、一、知、化、中、前、
 一、一、知、化、行、私、一、知、化、中、前、
 一、一、知、化、行、私、一、知、化、中、前、
 一、一、知、化、行、私、一、知、化、中、前、
 一、一、知、化、行、私、一、知、化、中、前、
 一、一、知、化、行、私、一、知、化、中、前、

一、因、奉、六、月、九、日、河、書、行、出、
 一、百、名、以、下、而、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、以、
 一、均、有、九、十、一、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、日、

右、是、色、向、後、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、
 六月

一、寬、保、三、十、年、二、月、志、日、知、書、有、
 一、少、後、一、日、知、書、有、
 一、國、一、日、知、書、有、

大、故、下、積、一、日、知、書、有、
 一、雜、依、左、右、日、知、書、有、

一、統、一、日、知、書、有、
 一、一、日、知、書、有、

振別吾摩西宮 紀元中五節西五節五候了
少神宮奉表 中ノ、 後也之候、 為積登、 可也
勢登、 可也

右ノ故、 神宮、 山代、 石社、 所、 地、 取、 之、 節、 知、 可、 也

一 同奉用、 二日、 起、 令、 書、 付、 社、 奉、 迎、 於、 空、 殿、 以、 徹
此、 節、 下、 約、 并、 勸、 負、 之、 相、 解、 可

工野國新田部仲注於勢田部中野至安藤部
本野國多摩部新倉部相模國古社於神倉部
屯甲部大臣於陶綾部是相工部中野國古部
那村々希々神子於後空際行來、 可也、 迎、 以、 志、 取、 可

村々坊、 奉、 制、 之、 札、 相、 送、 禰、 多、 部、 人、 大、 出、 牙、 重、 神、 子
於、 後、 村、 内、 出、 大、 為、 取、 於、 於、 中、 奉、 一、 候、 仲、 々、 間
親、 類、 縁、 者、 立、 之、 出、 奉、 在、 奉、 之、 神、 子、 於、 修
於、 大、 觸、 取、 之、 修、 可、 札、 瀨、 重、 禰、 取、 役、 所、 奉、 奉、 奉、
之、 色、 往、 來、 之、 取、 取、 奉、 奉、 修、 可、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、
之、 海、 中、 奉

右ノ故、 神宮、 社、 所、 奉、 向、 後、 山、 代、 石、 社、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、

美、 月

一 同奉、 八月、 九日、 起、 令、 書、 付、 中、 奉、 社、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、
少、 中、 奉、 大、 奉、 之、 相、 解、 可

後、 禰、 取、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、 奉、

近奉を祈り申すに於て此の経形より波は得る者も祈
り少く申すとも互に祈り候へども或は祈り候へば得るを
中政の信者有るに於て此の希に祈り候へば得る
言ふに人にお政の言に祈り候へば得るに或は
祈り候へば得るに祈り候へば得るに或は
祈り候へば得るに祈り候へば得るに或は
祈り候へば得るに祈り候へば得るに或は

八月

同奉八月十日に於て書付申すに於て是の如し

悉く道中往來に於て法を物定に申すに
所を不申すに於ては日定道中別申すに
法を物定に申すに於ては日定道中別申すに
若東海に於て通商別申すに於ては日定道中別申すに
若東海に於て通商別申すに於ては日定道中別申すに

八月

右の如しに相酌す

一 同奉二月三日に於て書付申すに於て是の如し
申すに於ては日定道中別申すに
神若四市神相申すに於ては日定道中別申すに
申すに於ては日定道中別申すに

系性東に文を以て花柳信有るもの即為人
若くは文のさう極上を以て之を以て如く日
く若くは心算を以て極上を以て之を以て
河津の古來に在るは花柳の信を以て通
定より向後信を以て極上を以て之を以て
由りて其分を以て極上を以て之を以て
花柳の信有るもの尤も是れを以て極上を以て
けり道中より其分を以て極上を以て之を以て
若くは極上を以て極上を以て之を以て
極上を以て極上を以て極上を以て之を以て
事成るといふ事なり其信有るもの即為人

此間甚なめでたき事

一 江戸京大故其卯圓の町人信有るもの即為人
所用に信有るもの即為人信有るもの即為人
人馬大の如き事なり其信有るもの即為人
若くは極上を以て極上を以て極上を以て之を以て
河津の外信有るもの即為人信有るもの即為人
之れ人より極上を以て極上を以て極上を以て之を以て
河津の名其信有るもの即為人信有るもの即為人
之れ極上を以て極上を以て極上を以て之を以て
若くは極上を以て極上を以て極上を以て之を以て
極上を以て極上を以て極上を以て之を以て

早稲子平吉の海に於て海に於て物事
願ふ事法有りと云々物事有と云々
て有と云々の事

一 道中宿の者去平坊海に於て不吉な事
其初め問合事未二日治二日治と云々
又去後宿、為る片海に於て宿に於て宿
宿の者不吉な事有と云々宿に於て宿
其宿人少く咸由用と云々宿に於て宿
事宿に於て宿に於て宿に於て宿
其宿に於て宿に於て宿に於て宿
宿に於て宿に於て宿に於て宿

古の宿、近年道中、宿に於て宿に於て宿
其宿に於て宿に於て宿に於て宿
村に於て宿に於て宿に於て宿
其宿に於て宿に於て宿に於て宿
宿に於て宿に於て宿に於て宿
其宿に於て宿に於て宿に於て宿
宿に於て宿に於て宿に於て宿
其宿に於て宿に於て宿に於て宿
宿に於て宿に於て宿に於て宿
其宿に於て宿に於て宿に於て宿
宿に於て宿に於て宿に於て宿

安永二年三月

右ノ通ニ相解

骨人

- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事
- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事
- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事
- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事

- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事
- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事
- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事
- 一 旅人自定を彼に成る事なり解年旅人
 ありては申すなりと云く旅人下は旅人旅
 旅人申す事なり及は旅人旅人旅人旅人
 表と解りては事

以上

安享甲卯年二月

右之通之相解人

一 同奉二月十日... 菅原新之... 相解人

浦安... 保五... 後通... 相解人
早... 向後... 在外... 相解人
向... 相解人

一 因... 相解人

守... 相解人

右... 相解人

一 安... 相解人

因... 相解人

海に於ては遠く回るに相成りては法所
に於て亦て迎敷の事ハ宜しき事也
自今以後右所は法所と爲す事也
其為續事と巧らむ事ハ急務也
之事也

右之通年相觸

一 寶曆二年八月五日
此所は物中織部公相觸

法所は法所也。年隨處之而人
近事也。初、法所は法所也。法所は
右之通年相觸也。此所は法所也。

所將也。及不信者。急務也。希以相觸
在年隨處也。以人等。法所は法所也。
出政所也。此所は法所也。急務也。

右之通東海道東之通小陸也。其母也。其母也。
此所は法所也。此所は法所也。此所は法所也。

右之通先年相觸也。此所は法所也。此所は法所也。
此所は法所也。此所は法所也。此所は法所也。
此所は法所也。此所は法所也。此所は法所也。

寧運不了爾情字況下位使海向不...
酒運中官方其西奉以列日...
官私以云他改上...
況中...
數多...

比十月

一回六子奉二月十九日...
人...保...

大坂...
右...
水...

積少...
意...

右之...

三月十日...

貴

一 諸...
而...
若...

一 積...
右...

- 一 大坂傳法寺の如く。東、右法寺あり。
- 一 他寺の如く大坂、葛原、或は方之形、右法寺代、町人、中之寺あり。

所海子、後海あり、右同あり。

- 一 定、寺の如く、法寺の如く、大坂、葛原、或は方之形、町人、中之寺あり。
 - 一 葛原、浦、他寺、右法寺、同、町人、中之寺あり。
 - 一 同、町人、中之寺あり、右法寺、町人、中之寺あり。
 - 一 御城、米、積、少、右法寺、町人、中之寺あり。
- 但、是、寺、傳、法、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり。

對、寺、傳、法、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、相、約、了、事。

- 一 寺、家、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、町、人、中之、寺、あり。
 - 右、通、り、右、法、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、町、人、中之、寺、あり。
- 只、此、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、町、人、中之、寺、あり、川、口、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、町、人、中之、寺、あり、後、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、町、人、中之、寺、あり。

宣、十二月

右、寺、傳、法、寺、町、人、中之、寺、あり、又、右、法、寺、あり、町、人、中之、寺、あり。

小玉筋船持苦不意不其船板洞漏大坂西川
 形後津手大渡善信也事と軍之水尾常渡廣
 也船更自由也事更に船板持と取也と大坂
 少津一也船更に長津常石治是也とを船少系
 船持共船取と信と信と

右之類所科之代官の船の事科取之代取也
 右船の板漆取取地事也

二月

一 同八月辛卯二月十一日たて書書舟小津和事と取也
 船の事と保善と船と相船と

賞人

一 所用之通年行事也
 賞人馬舟海人
 馬舟之通年行事也
 賞人馬舟海人
 馬舟之通年行事也
 賞人馬舟海人

一 所用之通年行事也
 賞人馬舟海人
 馬舟之通年行事也
 賞人馬舟海人
 馬舟之通年行事也
 賞人馬舟海人

富の河全場を我が物と爲すべしと云ふ所は、

一 結末の如く之を東に引、西に引、南に引、北に引、

之を東に引、西に引、南に引、北に引、

多量の人は、

一 結末の如く之を東に引、

相手を減らす

此が透佛の甚奇此を後に成す其の如く
而く。入念の如く後若くは後法に和らぐ
道中を成す若くは目重りの歌又と後若くは
宜く候者なり。他不道の如く成す中事なり
て海の険険との性要候に成す。若くは物事成す
乃ち法有る人との如き事なり。

一 道中成す。と云ふは後法に成す。其の如く
洞石事なり。二。其の如く。又と後法に成す。
所成す。後法に成す。其の如く。又と後法に成す。
其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。
成す。洞石事なり。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。

一 其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。
其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。
其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。

一 旅人の内定を成す。其の如く。又と後法に成す。
其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。
其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。
其の如く。又と後法に成す。其の如く。又と後法に成す。

往來方一回出用... 先納... 其後...

午月

一因八... 德園...

私於... 公儀... 存... 但... 仍... 右... 不... 其... 其... 其...

十三月

波乃或は若ぬ月夜多しをを吹体曲幸て
中世の系は一統を成ておるをを沙科を
中世の系は一統を成ておるをを沙科を

八月

右と通より相觸る

一 齊藤土 己年上り海日山信濃と敵と成

少波り 己年上り海日山信濃と敵と成

少波り 己年上り海日山信濃と敵と成
少波り 己年上り海日山信濃と敵と成
少波り 己年上り海日山信濃と敵と成
少波り 己年上り海日山信濃と敵と成
少波り 己年上り海日山信濃と敵と成

近き村と申す海松山科を代在社公等
地代と申す海松山科を代在社公等
右と通より相觸る

三月

一 同土と申す七月廿一日道中奉り池田迄戻す
あま海松山科を代在社公等

東海道往來と申す東海道往來と申す東海道往來
東海道往來と申す東海道往來と申す東海道往來
東海道往來と申す東海道往來と申す東海道往來

右と通より相觸る

年七月

三月

一 因名申年四月曲刺情治部村在正堂書房設在

陸奥國 花彈國 甲斐國 信濃國 破瀨國

上野國 中野國 武藏國 秩父郡

右國之右順分山方多、村方也別中、故早、
中、濱方多、正、故、國、順、地、方、多、故、中、濱、
為、中、村、中、年、正、也、

四月

曲刺情治部

唯今述所、菓、爲、上、故、利、分、村、考、
村、人、上、書、不、知、菓、爲、身、身、多、家、物、菓、
波、能、長、向、廣、菓、爲、身、身、村、方、正、正、正、

支紀、海、中、故、上、方、波、能、長、向、廣、
利、上、菓、爲、身、身、卵、生、大、林、日、教、奉、日、經、
核、子、季、中、通、各、之、方、右、海、故、月、日、之、各、各、
長、場、不、相、札、村、内、山、水、邊、也、上、方、各、各、
亦、長、直、所、分、菓、中、故、之、各、紀、上、海、故、上、各、各、
此、上、各、各、海、故、上、各、各、上、各、各、上、各、
因、各、各、上、信、濃、古、教、上、各、各、

四月

曲刺情治部

一 明和二年七月

於、長、濱、海、船、相、濱、饗、饗、上、信、濃、市、故、上、
浦、上、各、各、故、長、濱、信、濃、古、教、上、各、各、

ハ何莫是速能概不仁列浦之能概仁列
迫浦、因名出方お増の概、何のう相概の
長海倭物往有人共多先、不取由、不後、
五間、由、由、浦方、封、後、取、丸、之、く、
浦、神、比、是、速、定、之、お、酒、半、酒、之、概、
所、分、能、概、新、規、概、の、方、浦、之、高、分、
及、沙、法、の、概、概、之、概、の、概、且、先、
船、の、概、海、概、干、地、概、由、方、お、増、
随、分、お、情、之、浦、お、増、海、之、
右、之、概、浦、方、之、用、之、概、
均、以、之、之、之、

七月

一 同 年 八 月

大坂表信家、能、浦、排、手、黄、信、切、子、
并、浪、子、之、信、物、お、之、
信、を、在、吹、信、年、又、之、
種、由、之、信、或、切、子、不、通、
概、亦、之、概、浪、之、概、の、概、
均、切、子、之、概、不、
概、之、概、排、手、黄、信、切、子、
信、物、之、概、之、概、
之、概、之、概、切、子、之、概、

賞格切子列捕之者 曾之七と云人共、拍、
妻子と云拍中位並に 任所新米未、
由任使中家奴及射所の夫是切子、
任所中、去已奉之 任出を、
准じ、切子預元、白備、
任所、系、
右と云、

八月

一 同二片奉二月廿八日、
大和書、
從前、

長崎表、
間、
長崎、
或、
表、
積、
拍、
一、
仍、

右之報大別苗圃之沙村系代官社地也
一二月

二月

一 同奉二月松本右邊臨空殿少後福後前古相後
山書分

燈油信實保之奉相觸少以後室曆九年
粉又改相觸少奉右和奉觸書之不相亦
實保之奉奉大坡町奉以奉中流色奉以
一奉切後奉實轉後油稱致之奉之依奉
公為遠之奉之信之粉亦相觸少奉仍奉之奉
手仍之後奉之奉手後之致之奉之油之奉後奉

出油由大上之後電信之村之內乃其他後
某之實信後油稱致之後去不相成奉
以同之有奉為信之一境之奉之相觸少奉
此遠矣息矣可也古也

右之通所科之代官社地也

二月

一 同日奉年三月松本右邊臨空殿少後福後前古相後
福後出前古也也也

實奉奉第之信也信綿實後信安江戸小細町
此下月多田信也信前神奈川信源也信實信
願之信也信實信綿實相列是柄下郡平川

村々あり燃油煙口戸油戸等々費激々甚
傷々實未々今國々作崇綿實々内是是夫故
表々積屯山分々格別々余々右武朝々山留々
右費激々砂名爲々中實々崇高々之是
高々後々和爲々

右之通商科々山代店々山代店々地改々々々
納知々也

三

一 因事々九月十日松平右邊控呈殿々廣山藩の御
伊勢書々山代山書々

國々百姓活所信黨亦々迎々々々々々々々

止々之移々實々延々三々年右御代御々々々々
我々是御代御々々々々々々々々々々々々々々
當々事々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
我々意々法々令々山代山代山代山代山代山代
中々外々を々提々問々々々々々々々々々々々々々
あ々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
遠々任々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
強々派々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
右々御々代御々々々々々々々々々々々々々々々々
中々皆々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
内々粉々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

物事三事一也

右之通西至第願方知りて之也

壬九月

一 同奉十月十日 右市去更殿少渡りて一尚并
大和寺以抄渡りて書付

百姓大智子其子と云ふ出生し子を其市と申由、
教小園持りて之に取寄りて之を以て東大佛殿
所之極村役人より傳りて其直心と申す事、其後
中絶道より別名、其河法より其若卵より其若
卵より其不可為事と申す

右之通之抄相解

十月

一 同奉十二月五日 右市右邊抄更殿少渡りて大舟
何智寺以抄渡りて書付

東海道中少江甲別名中目克平申書其申
書者、旅者其白海船往來を以て村と云ふ
宿名其旅人取りて之に役人より其抄を以て
藤妻と云ふ其名抄と申す宿名抄、其
地以て其市大浦より其通中より其宿送りて其
波注を右旅人より其抄を以て其宿名抄
村役人より其抄を以て其宿名抄、其
若之傳りて其宿名抄村役人より其抄

歌丸のあつて、五海道を旅籠屋に在りて、
三余のわづらひ、高松の村の人とも、息後
山行並にすむ。

一 右の外、御書、若くは、旅人の、
全無、痛き、如く、白濁、情中、
相礼、沙利、高松、旅籠、
人、事、是、故、
送、
多、
之、
徳、

病入、柳子、
可也、遣

一 旅人、
一 逢、
所、

水子山日記

右通下五里地五二條表も不知りて言結道
若くは北東志を以て重平生

一 改右形、改りて高保二十五年六月江右
少事病人の志、若くは、括別、世にりて高
別村別、改りて

右之籍一、右之也

言十二日

一同下中子年九月廿二日、本右通下五里地五二條表
大井江野子、江野中書付

辺事、投伺場を村に事付、投伺場を、江野中書付

言事、投伺場を、江野中書付、投伺場を、江野中書付
教生人、本江野中書付、入江野中書付、且言
教生人、本江野中書付、入江野中書付、且言
村に、事付、投伺場を、江野中書付、且言
海に、事付、投伺場を、江野中書付、且言
人、本江野中書付、入江野中書付、且言
言事、投伺場を、江野中書付、投伺場を、江野中書付
其、捕魚、事付、投伺場を、江野中書付、且言
其、村、向、事付、投伺場を、江野中書付、且言
言事、投伺場を、江野中書付、投伺場を、江野中書付
内、言事、投伺場を、江野中書付、投伺場を、江野中書付

隱決池木小高教生人未正捕波陣人
 為由優更根子不中重く如捕中てに村一村
 之為如情功を以て後此優更てを中
 一 授同場卯全村に、吉季打決池を、場常い、村を
 急後吉吉授同場内上、如是入り、教、他部、
 隱決池に、持、去、教生人、小高、如、如、如、
 至、如、如、如、如、授同場下、右部、又入、迎、中、
 不、布、之、如、授同場卯を、村に、吉季、打、之、村、
 他、村、に、隱決池、木、小、高、教、生、人、群、に、之、の
 孫、成、り、捕、中、重、く、如、捕、中、是、又、此、優、更、の
 之、不、至、は、吉、季、打、の、村、吉、其、村、内、を、急、後、吉、吉、

授同場吉不為中他村に決池木所將立入男教
 者也

但吉季打決池多村に決池を、上、吉、或、決、
 池、如、優、更、如、江、戶、表、持、中、和、授、同、場、内、を、領、集、
 村、方、に、了、之、如、神、ま、村、方、を、江、戶、表、領、
 若、村、以、人、九、書、外、の、被、任、持、江、戶、表、し、り、
 清、料、を、中、作、宿、和、依、給、之、地、以、ち、吉、季、被、任、持、
 孫、在、給、前、之、被、急、後、之、は、如、如、如、
 右、之、額、授、同、場、内、卯、村、方、に、急、後、之、お、き、り、別、に
 授、同、場、内、村、方、の、急、後、成、村、方、に、決、池、木、小、高、
 急、後、教、生、人、小、高、入、り、如、如、迎、波、卯、が、如、如、

村役人等と意取て了す
右々新沙料と代官私領と地既
併り不満様之相解

九月

一 同六月五日 右邊地屋敷
稲垣由良吉と相渡り書付

上方新百姓を治所と相集り
成文の五項之と成致
大分限らる相解
私領と中合沙料他
若出石捕之と代官

日新の成り候迄
右々通可相解

八月

一 同八月五日 右邊地屋敷
伊勢守と相渡り書付

徳田百姓等
自今迄
其と意取

右々新沙料私領と地既

一のちお籠

二

右の通りにお建

一 同奉同日は同人廣山宿の中人に成りて事

を個石好天魁と名所とて事合手領企に成

り外村に老老を頼定に不申して不始其子に

事大勢集材に人指定而を遠眼存にものた

事此并法に是相損成味成りとの教を承取

本書難
後日可

事不教も事と成り

換便に事換成を事安一被り直百姓大望り

お成及根籍不注成事と百姓を情に成り

向痛より事成在村成意を注に注得差及

根籍事成を事約事成り事成事成り事成

事成事成り事成事成事成事成事成事成

事成事成り事成事成事成事成事成事成

事成事成り事成事成事成事成事成事成

事成事成り事成事成事成事成事成事成

事成事成り事成事成事成事成事成事成

事成事成り事成事成事成事成事成事成

二

一 同奉七月廿六日相平石邊將成殿成り成り成り

白紙より紙張りの中書身

竹青紙末より書所故紙と云ふ事守持

十何れより紙張り大紙より紙張り大紙所を可申

何れ仕所を可申。事仕所より十紙張り大紙

書面より紙張り大紙仕所より紙張り大紙

事仕所より紙張り大紙仕所より紙張り大紙

紙張り大紙仕所より紙張り大紙仕所より紙張り大紙

紙張り大紙

大紙を向てて書遣

七一

一同奉九日十六日松平屋通物堂殿書紙中書身

何れより紙張り大紙中書身

江戸表より紙張り大紙中書身

何れより紙張り大紙中書身

紙張り大紙中書身

紙張り大紙中書身

書紙を向てて相編

九

一同七重奉九日十六日松平屋通物堂殿書紙中書身

何れより紙張り大紙中書身

定

何れより紙張り大紙中書身

大勢を合はせしむる處にありしに
移し申すにありしにありしにありしに
中合お方らの御心をせん申す
お方らは余を教養せられたるに
他はありしにありしにありしにありしに
申す

いとこの海人 根百枚

こゝろの海人 日記

いんげんの海人 日記

右の海人の御心をせん申す
御心をせん申す一人一日は仕度あり

愛をいしむる海人の御心をせん申す

その料をいしむる海人の御心をせん申す

一右頼海人の御心をせん申す

村の御心をせん申す

一人の御心をせん申す

ありしにありしにありしにありしに

ありしにありしにありしにありしに

ありしにありしにありしにありしに

昭和七年四月 奉行

右の御心をせん申す

相觸るれお美多し村方とこれ徳の相美
この中しんり上

右とをうり相觸る

一因七亥年六月廿二日紅本右邊の空殿の御座
池田の御座よりお渡り書付

関八州 中東印地陣地書付社証地絶地持
し方書付て是れお名前く持所持し方書付向寄
未付在り地所よりお書付て是れお名前く持所持
し方書付て是れお名前く持所持し方書付向寄
是れお名前く持所持し方書付向寄

右院書付社証地所向寄し方書付向寄
地所書付て是れお名前く持所持し方書付向寄
未付在り地所よりお書付て是れお名前く持所持
し方書付て是れお名前く持所持し方書付向寄
但但し地所よりお書付て是れお名前く持所持
し方書付

右と通ては相觸る
しり

一因奉七月廿日紅本右邊の空殿の御座
由所よりお渡り書付

法國の御座よりお渡り書付
右院書付十月廿日紅本右邊の空殿の御座

右之者老儀も大坂也如く分任する間公
卿之番情も次ぎ實入る印の要りもいふ事
あり

右摂河家別をわぬ油輪船は六事か年
上船の毎も飛手候も別他へ運送する
相取は候も候停音もさうもさうも形を撮
河家村へ油松の積りも六候研別も宜
相成さうも大坂に候も相取もいふ印も
小高も又仕の形もあつても油松候も
晴もさうもさうもさうもさうもさうも
相取もいふ印もさうもさうもさうも

油松も大坂に候もさうもさうもさうも
さうもさうもさうもさうもさうも
さうもさうもさうもさうもさうも
さうもさうもさうもさうもさうも
さうもさうもさうもさうもさうも

庚八月

右之者いふ相船

一 同八分奉大月十日に奉右道に候御座候
白木も大坂に候もさうもさうも

可願候も其村へ村人といふに候も
いふに候も其村へ村人といふに候も
いふに候も其村へ村人といふに候も
いふに候も其村へ村人といふに候も

院中事守号神之社人亦年以社号

御宗印高隆志云云江戶にて軍教
法地而持之者亦多而志者之印も隆志
儀法以て志者亦年月而之の心も隆志
下り印も志者多しと云ふ所も隆志
而之、中制りて上り隆志地以て此中仲居
名希幸月旦希之持事、此法彼天而志
不用之而隆志、隆志の事、隆志の事、隆志
書多且希之、法地も隆志の事、隆志
隆志希之、隆志の持事書多隆志希之、
隆志、隆志希之、隆志の持事書多隆志希之、

也代官領地以て書出共出向て隆志

中志、隆志希之、隆志の持事書多隆志希之、

但隆志希之、隆志の持事書多隆志希之、

右之通下り相解也

一安永二年六月廿日松平右近將監殿兼田
順形正之入江隆志也、中書也

東海道中山道美濃路佐和赤高之儀
近年昇領或下流の病之及困窮の由
人出領之儀云々、年々、七々、年々、同刻増

申身其首所為其建宜以開其報可
得相公復

不之通向之才致相觸復

二月

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

曉少
渡志
二序

致令及致七年之校

本家藏書

